

税制改正に伴う領収書貼付印紙について

お取引会社様 各位

平成26年4月1日
ALEMO株式会社
〒164-0011
東京都中野区中央4-1-2
KIビル9階
TEL 03-5340-7861

拝啓 平素は格別のお引立て受け賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社保証委託契約書2枚目、3枚目の下部初回保証委託料収入印紙貼付欄に「初回保証委託料が3万円以上の場合は収入印紙を貼付下さい」との記載がございます。

このたびの税制改正により、領収書などに貼付する収入印紙の非課税枠が現行の3万円未満から引き上げられ5万円未満となりました。

したがって、平成26年4月1日以降の保証委託契約締結につきましては、「初回保証委託料が5万円以上」の場合に限って貼付をお願い申し上げます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

敬具